

朝の居場所事業 Q&A

Q朝の居場所事業を利用するにあたり、事前の登録・申込は必要ですか。

A:事前の登録・申込は不要です。利用カードを持って、保護者付き添いのもと事業実施場所へお越しください。

Q持ち物を教えてください。

A事業の利用には、利用カードが必要となります。本サイト上から利用カードをダウンロードし必要事項を記載してください。利用カードは、各ご家庭でご用意いただいたクリアファイルなどに入れ、利用日当日に持参してください。

利用カードは受付で確認後、児童に返却します。学年、住所、緊急連絡先などの記載事項に変更がなければ、利用カードは、年度内、継続して使用できます。

※ご自宅で利用カードが印刷できない場合は、市役所の子育て支援課及び各児童館で配布しておりますので、取りに来てください。

Q：実施場所へは保護者の付添いが必要ですか？

A：スクールゾーン開始前の時間であり、また、児童が事業場所ではなく別の場所へ行ってしまうことを防止するため、保護者の付き添いをお願いいたします。

保護者ではなく、中学生以上の兄弟姉妹（小学生は不可）や祖父母、ファミリーサポート等保護者に代わる方が付添いされる場合は、利用カードの欄外に「中学生以上の兄が付添います。」など、記載をお願いします。

Q：事業場所には、どのような方がいますか。

A：実施時間中はシルバー人材センターの職員が事業に従事する他、市職員も定期的に事業の様子を見に伺います。

Q：軽度の体調不良等があっても熱が無ければ利用可能ですか。

A：少しでも体調が悪い場合は、ご利用は控えてください。各ご家庭において、登校前の検温等の体調確認のご協力をお願いします。なお、感染症等で学級閉鎖・学年閉鎖の対象となった児童は、利用できません。

Q：特別支援学級・校内通級教室に通っていますが、利用できますか。

A：一人で落ち着いて過ごすことが出来る場合、利用可能です。一方で、職員は、必要に応じて児童への声かけなどは行いますが、専門的な知識・技能を有していないため、個別対応はできない状況です。このような体制を踏まえ、ご利用について可能かどうか、ご家庭においてご判断くださいますようお願いいたします。

Q：怪我が発生した場合の対応を教えてください。

A：見守り員による止血・冷却など簡易的な処置を行います。治療に関する専門性のある職員を配置していないため、対応は応急処置のみとなります。怪我・急病の程度により、利用カードに記載の緊急連絡先への連絡や、救急車を要請する場合があります。利用時間中は電話に出られるようにしていただき、お迎えの連絡があった場合には、速やかにご対応くださいますようお願いいたします。

Q：怪我が発生した場合に、保障はありますか。

A：怪我については、市が加入する保険から見舞金が支給される場合があります。なお、見舞金であるため、治療に要した費用や保護者の方の休業等を補償するものではありません。

Q：児童は登校前の時間をどのようにして過ごしますか。

A：怪我・事故防止のため、走ったり、遊んだりすることはできません。利用時間中は、折り紙や読書などをして静かに過ごします。おしゃべりは禁止ではありませんが、大声で話すことは控えます。なお、危険行為を行う、走り回る、器物をわざと破損する、従事員の注意に従わない等、迷惑行為があった場合は、利用を制限することがあります。

Q：ゲームや漫画、おもちゃ、携帯電話等を持ってきても良いですか。

A：学校で持ち込みを禁止されているものを持ってくることはできません。

Q：朝食を持参しても良いですか。

A：食物アレルギー対応、食事時の事故防止等の観点から朝食を持参することはできません。ご自宅で、朝ご飯を食べてから来てください。

Q：宿題をすることはできますか。

A：宿題については、紙媒体・タブレット端末に関わらず、前日までに各ご家庭で取り組んでください。

Q：個人ロッカーなど、荷物を入れられる場所がありますか。

A：ありません。自分のものは自分で管理できるよう、各ご家庭でお話いただくとともに、万が一の紛失に備え、お手持ち品への記名をお願いします。

※第一小学校

Q：上履きの持参は必要ですか。

A：専用のルームシューズを用意するため不要です。

※第二小学校

Q：事業場所から学校の校門までは、職員による付き添いがありますか。

A：職員の付き添いはありません。8時15分になったら、児童は、事業場所を出て登校中の他児童と一緒に学校へ向かいます。

問い合わせ先

子ども家庭部子育て支援課